

利用上の注意（流通経路別統計編（卸売業））

商業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施している。商業統計調査は周期調査であり、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易な調査を実施している。

また、経済センサスの創設に伴い、商業統計調査は経済センサス-活動調査実施年の2年後に実施することとなり、今回は総務省所管の経済センサス-基礎調査との同時調査（一体的）により実施した。

この統計表は、平成26年7月1日現在で実施した商業統計調査結果のうち、卸売業を営む法人組織の事業所（4.『平成26年 商業統計表 流通経路別統計編（卸売業）』における集計対象等について、参照）について、流通経路別（別表1）に再集計したものである。

1. 流通経路編と流通段階の格付け方法

個々の事業所の流通経路の格付けは、商業統計調査の調査項目の「年間商品仕入額の仕入先別割合」及び「年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合」の中で、その最も大きい割合の仕入先及び販売先によって決定する。

流通経路と流通段階の関係は、別表1のとおり。

2. 集計方法

（1）延事業所数

1事業所で仕入先、販売先が2つ以上ある場合の仕入先別、販売先別の事業所数の合計は、その累計（延数）となる。

（2）年間商品仕入額及び販売額の算出

① 仕入先別の年間商品仕入額

仕入先別の年間商品仕入額は、事業所単位で調査していないため、便宜上、調査票B及び調査票C（事業所調査票）の調査項目中の「年間商品販売額」の合計に「年間商品仕入額の仕入先別割合（%）」を乗じて算出している。

仕入先別の年間商品仕入額 = 年間商品仕入額の仕入先別割合 × 年間商品販売額(消費税を含む)

② 販売先別の年間商品販売額

販売先別の年間商品販売額は、事業所単位で調査していないため、調査票B及び調査票C（事業所調査票）の調査項目中の「年間商品販売額」の卸売販売額に「年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合（%）」を乗じて算出している。また、一般消費者への販売額は、卸売事業所の年間商品販売額のうちの小売販売額計である。

販売先別の年間商品販売額 = 年間商品販売額のうち卸売販売額計の販売先別割合
× 年間商品販売額のうち卸売販売額計
販売先別(一般消費者へ)の年間販売額 = 卸売事業所の年間商品販売額のうち小売販売額計

3. 主な用語の説明

（1）事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

（2）卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

- ③ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具，病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備，産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が，別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）
例えば，家電メーカーの支店，営業所が自己製品を問屋などに販売している場合，その支店，営業所は卸売事業所となる。
- ⑤ 商品を卸売し，かつ，同種商品の修理を行う事業所
修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商，仲立業）。代理商，仲立業には，一般的に，買継商，仲買人，農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 従業者

平成26年7月1日現在で，当該事業所の業務に従事している従業者をいう。

従業者とは「個人業主」，「無給家族従業者」，「有給役員」，「常用雇用者」の計をいう。

- ① 「個人業主」とは，個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。
- ② 「無給家族従業者」とは，個人業主の家族で賃金・給与を受けず，ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。
- ③ 「有給役員」とは，法人，団体の役員（常勤，非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。
- ④ 「常用雇用者」とは，「正社員・正職員」，「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。
ア 期間を決めずに雇用されている者
イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者
ウ 平成26年の5月，6月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

(4) 年間商品販売額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって，土地・建物などの不動産及び株券，商品券，プリペイドカード，宝くじ，切手などの有価証券の販売額は含めない。

(5) 仕入先

- ① 本支店間移動
自企業内の本支店間，支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などから帳簿上，商品の振替えを行った場合。
- ② 自店内製造
事業所が小売販売するためにその場所で商品を製造した場合。
- ③ 生産業者
ア 親会社
自社の議決権の50%を超えて直接所有する会社（生産業者）から商品を直接仕入れた場合。（50%以下であっても，自社を子会社とする連結財務諸表を作成している場合は，当該連結財務諸表において，自社の直近上位に位置する会社も含む。）
イ その他の生産業者
上記アを除く生産業者から商品を直接仕入れた場合。
- ④ 卸売業者・その他
他企業の卸売業者，小売業者から仕入れた場合及び生産業者直営の支店，営業所などの販売事業所から仕入れた場合。
- ⑤ 国外（直接輸入）
自社（自分）名義で通関手続を行って国外から商品を直接仕入れた場合。
- ⑥ 仕入先別割合の金額は法人事業所のみについて，便宜上，調査票B及び調査票C（事業所調査票）の調査項目中の「年間商品販売額」の合計に「年間商品仕入額の仕入先別割合（%）」を乗じて算出した。

(6) 販売先

① 本支店間移動

自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などに帳簿上、商品の振替えを行った場合。

② 卸売業者

他の卸売業者に商品を卸売した場合。

③ 小売業者

小売業者に商品を卸売した場合。

④ 産業用使用者・その他

産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁など）に業務用として商品を卸売した場合。

⑤ 国外（直接輸出）

自社（自分）名義で通関手続を行って国外へ商品を直接輸出した場合。

⑥ 販売先別割合の金額は法人事業所のみについて、調査票B及び調査票C（事業所調査票）

の調査項目中の「年間商品販売額」の卸売販売額に「年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合（%）」を乗じて算出した。

4. 『平成26年 商業統計表 流通経路別統計編（卸売業）』における集計対象等について

(1) 流通経路別統計編は、商業統計調査の調査結果で、「卸売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所で、法人組織の事業所（代理商、仲立業に格付けされた事業所のうち年間商品販売額のない事業所を除く）について、流通経路と流通段階（別表1「流通段階と流通経路の関係」）により再集計したものである。

- ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・ 産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること

(2) 留意点

平成26年調査は、日本標準産業分類の第12回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成19年調査の数値とは接続しない。

5. 産業分類

この統計表の産業分類は、日本標準産業分類の卸売業に準拠している。

（別表2「卸売業の産業分類」を参照）。

6. 記号及び注記

(1) 統計表中の「-」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。「X」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。

(2) 集計結果については、四捨五入の関係で積み上げた数値とその合計値は必ずしも一致しない。

7. その他

(1) この統計表に掲載された数値は、「経済産業省大臣官房調査統計グループ 平成26年 商業統計表 流通経路別統計編（卸売業）」から、本県分を転載したものです。

(2) この報告書についての照会は次へお願いします。

徳島県政策創造部統計戦略課経済統計担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

TEL 088-621-2137